

1. 河川災害復旧助成事業が事業採択されました！

昨年7月28日の豪雨災害は、同年8月20日に内閣府の局地激甚災害に指定され、再度災害防止の観点から河川災害復旧助成事業による災害復旧を行うべく国土交通省へ事業採択を申請していましたが、本年1月24日に新規事業として採択されました。

2. 事業の概要

河川災害復旧助成事業で災害復旧を行う津和野川と名賀川の事業の概要は、以下のとおりです。

- 事業採択
平成26年 1月24日
- 事業箇所
島根県鹿足郡津和野町鷲原～名賀
- 河川名
一級河川高津川水系 津和野川、名賀川
- 事業期間
平成25年度から平成28年度まで(4カ年)
- 事業延長
L=8,870m
【津和野川】中座～鷲原 L=1,430m
【名賀川】鷲原～名賀 L=7,440m
- 全体事業費
47.4億円(内改良費26.5億円)



3. 事業の対象区間

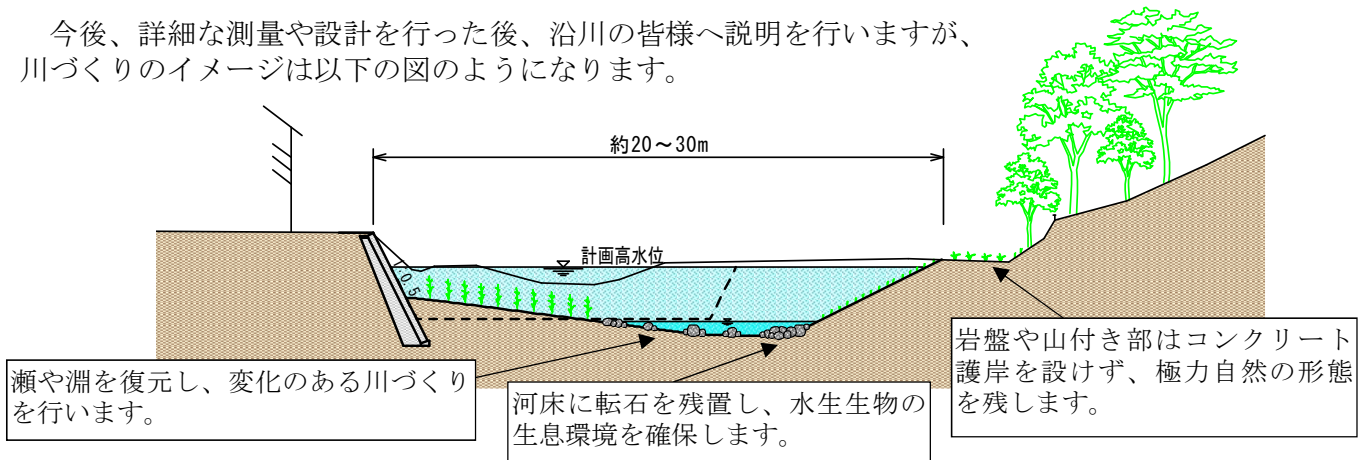
河川災害復旧助成事業で災害復旧を行う津和野川と名賀川の事業対象区間は、下図のとおりです。



4. 災害復旧のイメージ

津和野川や名賀川の災害復旧工事では、昨年7月豪雨と同じ規模の洪水が発生しても洪水を安全に流せるように、川幅を広げたり、川底を掘り下げたりする必要があります。

今後、詳細な測量や設計を行った後、沿川の皆様へ説明を行います。川づくりのイメージは以下の図のようになります。



5. 河川災害復旧助成事業とは

河川災害復旧助成事業の特徴は、枠内のとおりです。

- ① 災害が激甚であって、原形復旧を基本とする通常の災害復旧工事のみでは、同様の災害が再び発生するおそれがある場合、災害復旧費に助成費（改良費）を加えることで河川施設の復旧と合わせて築堤や河床掘削を行う改良事業です。
- ② 激甚法^{※1}の適用を受けた災害で特定地方公共団体の指定を受けた地域^{※2}においては高率の補助率が適用されます。（原則、補助率は1/2）
- ③ 災害発生年を含め、4カ年以内で完了するように重点的に予算措置されます。（但し、助成工事が30億円を超える大規模な工事については5カ年度以内で施行することとなります。）

※1 激甚法とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の略称です。

※2 平成25年7月に発生した梅雨前線豪雨では、島根県津和野町が局地激甚災害（局激）に指定されています。

6. 災害復旧に関する情報発信

津和野川と名賀川の災害復旧に関する情報については、県のホームページを作成しましたので、地域の皆様の参考となれば幸いです。

【県ホームページのアドレス】

http://www.pref.shimane.lg.jp/masuda_kendo/tsuwano_doboku/jyosei/tsuwano-saigai.html

【問合せ先】

〒699-5611

島根県 鹿足郡 津和野町 町田イ 244-2

島根県 益田県土整備事務所 津和野土木事業所 災害工務課・災害用地課

TEL : 0856-72-0554(災害工務課)

0856-72-0562(災害用地課)

FAX : 0856-72-0779(事業所共通)

E-mail : tsuwano-kendo@pref.shimane.lg.jp